

オンラインセミナー契約書

合同会社ネクスト(以下、甲という)と契約者_____ (以下、乙という)とは、甲の提供するオンラインサービス(以下「本サービス」という)について以下の通り契約する。

第1条(契約の成立)

- 乙は本契約書記載の内容を承諾の上、甲の提供する本サービスの申込を行い、甲は乙の申し込みを承諾する。
- 乙が未成年者の場合は、親権者の同意が必要となるので、親権者の同意を確認した上で本契約の成立とする。

第2条(本サービスの提供方法および内容)

甲は乙に対し、以下の役務および商品の提供を行う。役務提供については、次の方法により実施する。

<サービス提供の方法>

インターネット通信によるオンラインセミナーを実施する。

<サービスの内容>

甲は、乙に対し、甲が定めるサービスおよび関連商品の中から乙が選択するサービスまたは関連商品を、下記記載の内容により提供する。

提供サービス内容	FX や株の取引の方法についてのオンラインセミナー ・オンライン個人コンサル 3回 ・zoom 勉強会 7回 ・会員様限定テキスト ・大都市での勉強会実施年 8回 ・相場の概況毎日配信		
	合計	390,000 円	(税込)

※本サービスは、金融商品取引法に定める投資助言業に該当するサービスを提供するものではない。

第3条(契約期間)

本契約の契約期間は、本書面の締結日より6か月とする。

第4条(役務提供対価の支払い)

- 本サービスの支払いの方法として、乙は前払いによる現金一括支払いまたは月毎の分割払い(頭金及び頭金支払月以降毎月末日限り3回以内の支払とする。)また、甲と提携するクレジット会社のクレジット支払い等から乙の希望する方法を選択できるものとする。
- クレジット支払いの場合は、権利等に対して生じる事由をもって乙はクレジット会社の請求に対抗(抗弁権の接続)することができる。
- 甲は、前受金については保全措置を講じない。

第5条(本サービスの支払遅延)

1. 乙が本サービスの代金等の支払いを怠ったとき(分割払いの場合は頭金または分割金の支払を一度でも怠ったとき)は、甲は乙に対し本サービスの登録削除もしくは利用禁止もしくは利用を制限することができるものとする。この場合に乙もしくは第三者に損害が生じたとしても、甲はその責任を負わない。
2. 乙が前条の代金について、支払期限までに支払いを怠ったとき(分割払いの場合は頭金または分割金の支払を一度でも怠ったとき)は、甲は乙に対して、支払い遅延の発生した日から対価の支払いを終える日まで、該当対価の金額に対して年利3%の遅延損害金を付して請求することができる

第6条(役務提供回数)

1. 甲の都合により一定期間の役務提供回数に不足が生じたときは、乙に対して不足分のセミナーの実施について遅滞なく予定を通知するものとする。
2. 乙の都合により一定期間の役務提供回数に不足が生じたときは、不足分を翌週以降に繰り越して対応するものとする。

第7条(通知義務)

1. 甲乙に対する役務提供上の重要事項の通知は、本書面に記載された乙のメールアドレス宛に発信するものとし、当該発信をもって通知事項は通知されたものとみなすものとする。
2. 乙が住所、電話番号、メールアドレスに変更が生じるときは、その変更内容を遅滞無く甲へ通知するものとする。

第8条(障害対応)

甲は本サービスの正常な稼動を保証するために、障害発生に備えて電子メールによる受付窓口を設置する。受付窓口との交信は無償だが、通信費は発信側の負担となる。ただし、甲の受付窓口によるサポートの範囲は本サービスの使用法に限定され、本サービス以外の端末操作法やインターネット等のトラブルシューティングには対応するものではない。

第9条(著作権等)

1. 甲が提供するサービスのノウハウや関連資料については、著作権法上の第18条から第28条までの著作権者としての全ての権利が甲に存することを確認し、乙はその権利侵害をしないことを誓約する。
2. 本サービスのコミュニケーション機能で、乙が送信(発信)したコンテンツに対し、乙は以下各号の事項を予め了承するものとする。なお、乙が以下各号に違反して著作権等の知的財産権に関する紛争が生じた場合、乙は自己の費用と責任において、その問題を解決するものとする。
 - (1)乙は、乙自身が本サービスを利用し投稿したコンテンツに関して、投稿を行った時点で、甲および、甲から再利用許諾を受けた第三者に対して、複製、公衆送信、頒布、翻訳・翻案等、著作権法上の権利(甲から第三者に対する再使用許諾権を含みます。)を、当該著作権の存続期間の満了日まで、乙が甲に対して無償で利用することを許諾したものとする。
 - (2)乙が投稿したコンテンツについては、複製、公衆送信、頒布、翻訳・翻案等、著作権法上の権利を全て有していることを、当該投稿者が保証するものとする。
 - (3)乙は、甲もしくは甲から再使用許諾を受けた第三者が、乙のコンテンツを甲の運営するウェブサイト上や提携ウェブサイト上へのコンテンツ提供などにおいて利用することを許諾する。この際、

乙のコンテンツの一部を要約・抜粋や、投稿された写真(画像)のサイズ変更・切り抜きを行うなど一部改変等することも許諾する。

(4) 甲もしくは甲から再使用許諾を受けた第三者が、乙のコンテンツを利用する場合には、地域制限、著作権表示義務その他付随条件はないものとし、乙による利用許諾の期間は会員の著作権が存続する限りとする。また、コンテンツ利用料等の対価は一切発生しないものとする。

(5) 甲もしくは甲から再使用許諾を受けた第三者が、乙のコンテンツを利用したことによって当該コンテンツ制作者または第三者が受けた損害については、甲では一切の補償をするものではない。

第10条(秘密保持および個人情報保護)

1. 乙は、本セミナーの内容を第三者に漏洩したり、自己利用以外の目的で使用したりしてはならないものとする。

2. 乙が前項の規定に違反した場合、乙は甲に対して50万円の違約金を支払うものとする。

3. 前項の定めは、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げない。

4. 甲は乙の個人情報については厳重に管理し、これを外部に漏洩してはならない。

第11条(本サービスの効果)

1. サービスにより得られる効果については個人差があり、本サービスは一切の効果を確約する性質ではないことを乙は承諾するものとする。

2. 甲が本サービスにより提供する情報は甲の専門的知見により発信するものだが、その解釈や乙の行為について甲は責任を負うものではなく、乙の判断と責任で実行するものであることを乙は承諾するものとする。

第12条(契約不適合責任)

本サービスの提供において契約内容に適合しない不具合が生じた場合は、甲は遅滞なく当該不具合を無償にて修繕するものとする。

第13条(権利の質入及び譲渡)

乙は、本契約において保有する権利および義務の全部または一部を、甲の書面による事前の承諾なく第三者に譲渡及び質入することができない。

第14条(クーリングオフ)

甲の本店又は支店及び営業所以外で本契約を締結した場合、乙は、特定商取引法に基づく交付書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、書面による契約の解除(クーリングオフ)をすることができ、その効力は書面を発送した時点から生じるものとする。

第15条(禁止事項)

乙は本サービスの利用にあたって、以下各号の行為をしてはならない。乙により、これらの行為がなされたと甲が判断した場合、甲は乙に対し本サービスの登録削除もしくは利用禁止もしくは利用を制限することができるものとする。

(1) パスワード等のサービス利用証を不正に使用する行為。

(2) 他の利用者および第三者および甲の財産権、信用、名誉、プライバシー、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。

(3) 他の利用者及び第三者および甲の知的所有権(著作権・意匠権・特許権・実用新案権・商標権)を侵害する行為、または侵害のおそれのある行為。

(4) 公序良俗に反する行為、犯罪行為、またはそのおそれのある行為。

(5) 公職選挙法に違反する行為、その他の政治および宗教の勧誘行為。

(6) 事実反する情報またはそのおそれのある情報を、他の利用者または第三者に提供する行為。

- (7) 甲の承認なく本サービスを通じて、または本サービスに関連して営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為。
- (8) 本サービスの運営を妨げる行為、または誹謗する行為。
- (9) 甲の営業を妨げる行為、または誹謗する行為。
- (10) 他の利用者その他の第三者を誹謗・中傷する行為。
- (11) 第三者に対し有償、無償に関らず、本サービスの再販と思われる行為。
- (12) 第三者に対し乙の地位の譲渡、名義変更、貸与、担保設定等を行い、または第三者に再利用させる行為。
- (13) ウィルス、スパイウェア等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為や不正アクセス行為。
- (14) 他者の設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為。
- (15) 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (16) 法令、条例等に違反する行為。
- (17) その他、甲が本サービスの提供にあたり、不相当と判断する行為。

第16条(債務不履行)

甲および乙は、相手方が本契約に違反したときは、書面による通知により本契約を解除することができる。但し、違反内容に関し相手方に正当な事由がある場合はこの限りではない。

第17条(期限の利益喪失)

甲および乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、相手方に通知することなく本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、破産申立てをしたとき、または第三者からこれらの申立てがなされたとき
- (2) 資本減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき
- (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (4) その他相手方に前各号に準ずる信用の悪化と認められる事実が発生したとき

第18条(損害賠償)

甲および乙は、契約違反等により相手方より損害を被った場合は、その損害賠償請求を行うことができる。

第19条(不可抗力)

1. 本契約上の義務を、以下に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

- (1) 自然災害(2) 伝染病(3) 戦争及び内乱(4) 革命及び国家の分裂(5) 暴動
- (6) 火災及び爆発(7) 洪水(8) ストライキ及び労働争議(9) 政府機関による法改正
- (10) その他前各号に準ずる非常事態

2. 前項の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生の旨を伝え、予想される継続期間を通知しなければならない。

3. 不可抗力が90日以上継続した場合は、甲および乙は、相手方に対する書面による通知にて本契約を解除することができる。

第20条(協議)

本契約に定める事項について疑義が生じたときは、民法等の日本国内法に基づいて甲乙協議の上、解決するものとする。

第21条(合意管轄裁判所)

本契約について紛争が生じたときは、甲の本店所在地の裁判所を第一審の専属裁判所とすることに合意する。

以上の内容について契約をすることを甲および乙は合意し、本書面2通を作成し各1通を所持するものとする。

本契約締結日 年 月 日

役務提供者(甲) 合同会社ネクスト

東京都中央区銀座 1-22-11 銀座大竹ビジネス2F

代表者 関 千明 (印)

ご契約者(乙)

契約者の氏名		性別	男	女
印		生 年 月 日	年	月 日
月日 (歳)				
ご契約者住所	〒			
電話	(自宅)	(携帯)		
	(メールアドレス)			
※契約者が未成年者の場合は親権者の同意が必要です。下記に署名をすることにより親権者として本契約に同意したことを証します。				
親権者の氏名		性別	男	女
印		生 年 月 日	年	月 日
月日 (歳)				
ご契約者住所	〒			

電話	(自宅)	(携帯)
----	------	------